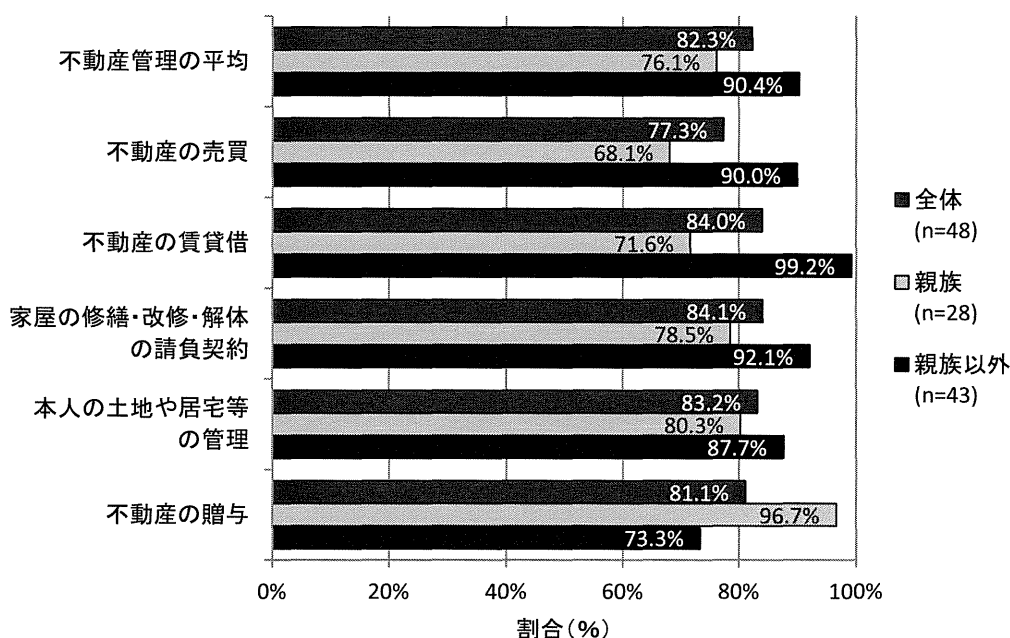


[図3-3] 不動産管理における後見人としての役割意識[業態別]



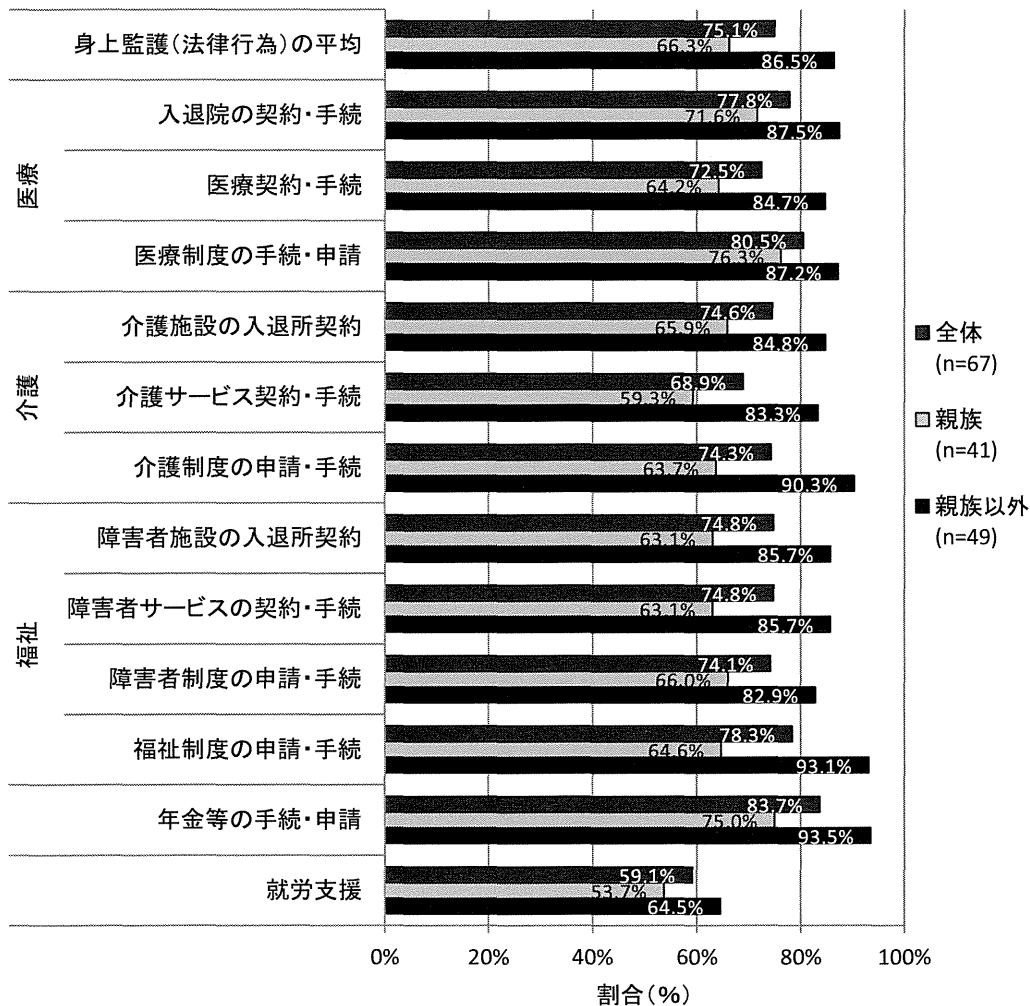
3.1.4. 身上監護（法律行為）における役割意識

次に、身上監護（法律行為）における後見人としての役割意識について見てみる（図 3-4）。

身上介護の法律行為は大きく分けて医療、介護、福祉の3分野に分類できるが、「身上監護（法律行為）全般」の平均、そして各分野のそれぞれの業務の平均のいずれにおいても、第三者後見人が軒並み90%前後と高い水準で後見人としての役割意識を持っているのに対し、親族後見人は、概ねこれより20～30ポイントほど低い水準になっている。

また、上記の3分野には含まれない業務についてみると、「年金等の手続・申請」については、ほぼ上記と同様の傾向であった。他方、本人の「就労支援」においては、いずれの業態においても後見人としての役割意識はやや低く、親族後見人の場合は54%、第三者後見人の場合でも65%程度であった。

[図3-4] 身上監護(法律行為)における後見人としての役割意識[業態別]



3.1.5. 身上監護（事実行為）における役割意識

次に、身上監護（事実行為）における後見人としての役割意識について見てみる（図3-5）。

すでに述べたように、事実行為としての身上監護は、後見業務の中でも難しい位置付けにある。実際の後見人等の役割認識を見てみると、「身上監護（事実行為）全般」の平均は59%と、他の業務（財産管理等）と比べると低くなっている。だが、これは見方を変えれば、本来後見業務には事実行為は含まれないとする原則からすると、かなり高い水準であるともいえる。

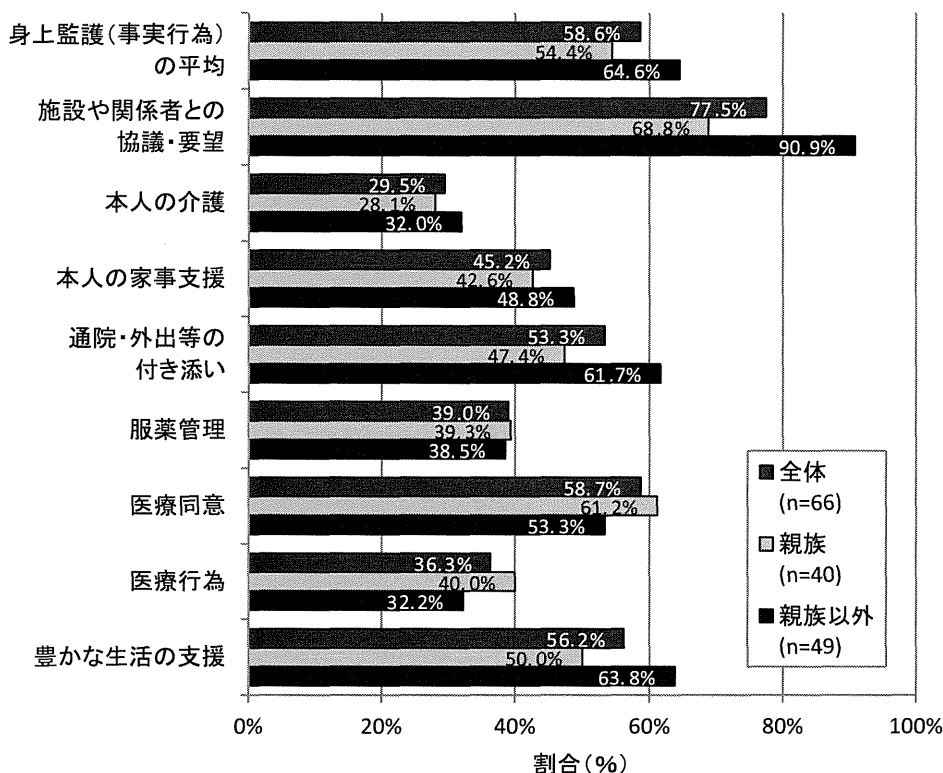
これをさらに業務の種類ごとに細かく見てみると、その業務によって大きな差が見られる。

まず、事実行為としての身上監護のなかでも、親族後見および第三者後見いずれにおいても比較的、役割意識の程度が高いのが、「施設や関係者との協議・要望」である。この業務においては、親族後見では69%、第三者後見では91%と、法律行為としての身上監護に比する高い役割意識が持たれている。これは、本人の施設等への入所契約という法律行為を行うためには、こうした協議や要望の伝達が不可欠であるという実務上の実態を反映していると考えられる。

また、次いで後見人意識の程度が高い「医療同意」（全体の平均で59%）や、「通院・外出等の付き添い」（同、53%）についても同様の指摘ができる。なお、「医療同意⁴」および「医療行為」

といった医療分野にあたる業務については、第三者後見人よりも親族後見人の方が、後見人としての役割意識が高くなっている点が注目される。

[図3-5] 身上監護(事実行為)における後見人としての役割意識[業態別]



3.1.6. 法的対応における役割意識

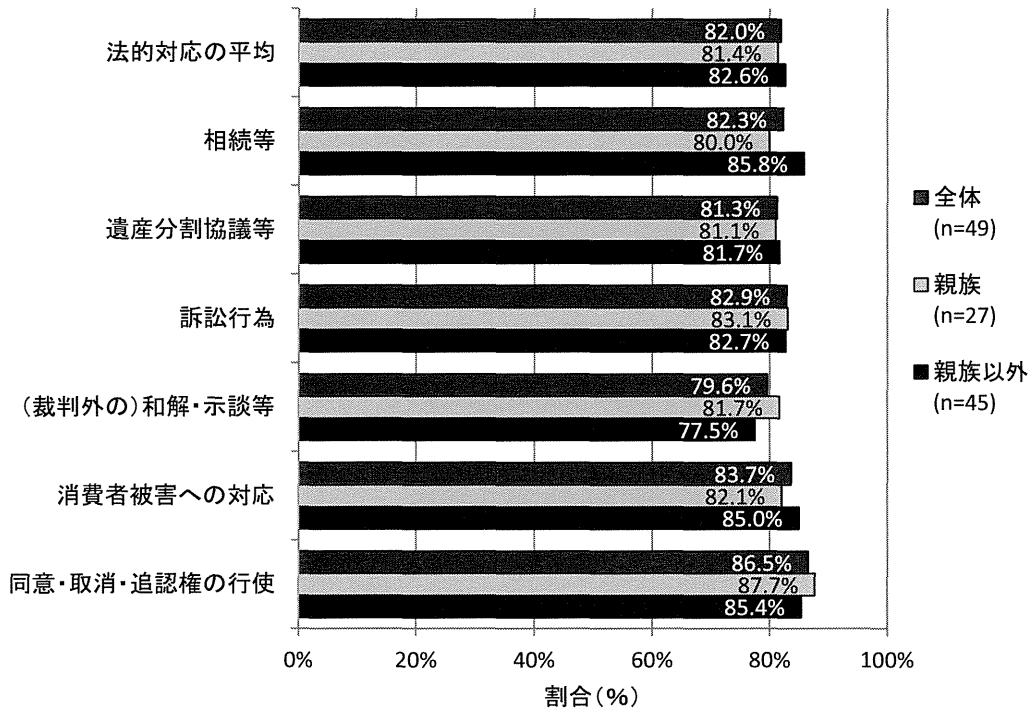
次に、法的対応における役割意識について見てみる。

図 3-6 を見ると、親族後見人および第三者後見人のいずれにおいても、各種業務における後見人としての役割意識はおよそ 80% 程度とかなり高くなっている。後見人が本人に代わって法的対応を行う際には、ときに複雑な法的手続をとるものであり、特に親族後見人にとっては多くの場合、あまりなじみのない業務にあたる。そのため、「後見人でなければ行うことのない手続き」(すなわち、後見人としての役割)という側面がより認識され易くなるものと思われる。

⁴ この点、特に医療同意のあり方については慎重な判断が求められる。というのも、たとえ親族後見人であっても、本人に対する医療行為の同意権を有しているわけではなく、あくまでその決定権は本人のみが有するものとされている。しかし医療の現場においては、本人への医療に対する同意を、医師が後見人に求めるケースが多いというのが実情である。とはいえ、本人に医療行為への同意能力がない場合には、もっぱら家族の同意をもとに医療行為は事実として行われており、裁判所も、親族が本人の意思を最もよく推察できる立場にあるという相当性等を理由としてこれを認めている。

ここで問題となるのは、親族以外の第三者による医療同意の是非についてである。医療同意権が本人の一身専属的なものとされ、第三者による医療同意の可否を判断するための法律や判例を欠いている現状においては、第三者後見人による医療同意は基本的には認められないという考え方が通説とされており、実際の医療現場ではその対応に苦慮するケースが目立っている。

[図3-6] 法的対応における後見人としての役割意識〔業態別〕

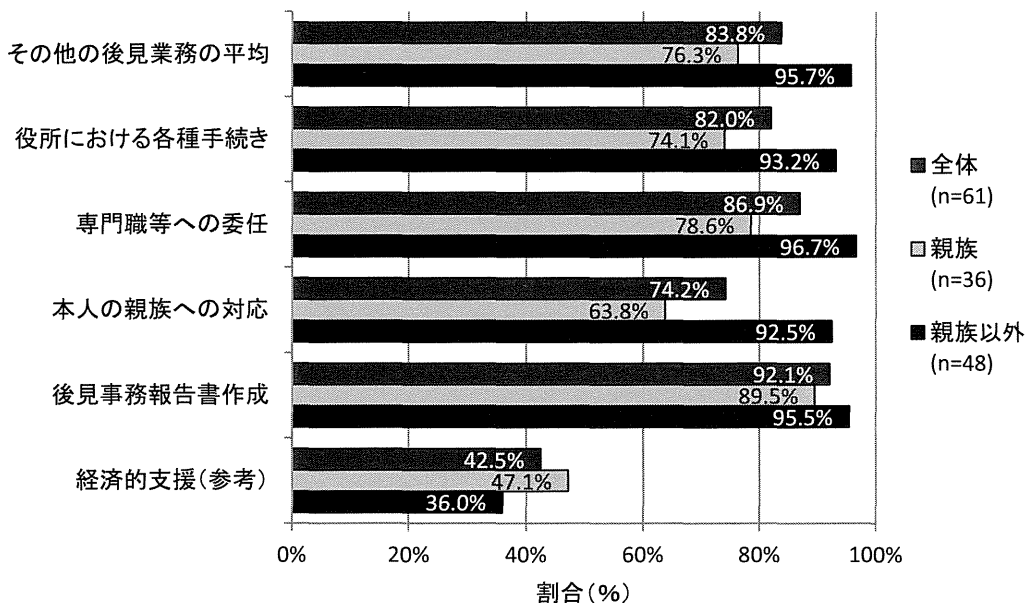


3.1.7. その他の後見業務における役割意識

次に、その他の後見業務における役割意識について見てみる（図3-7）。

ここでは、「経済的支援⁵」を除いて、いずれの業務においても後見人としての意識は70～90%と高くなっており、法的対応と同様に後見人としての役割が比較的意識されやすい業務であることが分かる。ただし、「本人の親族への対応」については、第三者後見人においては、93%の高さで、後見人としての役割意識を持つとされているのに対し、親族後見人においては64%とやや低い水準になっている。

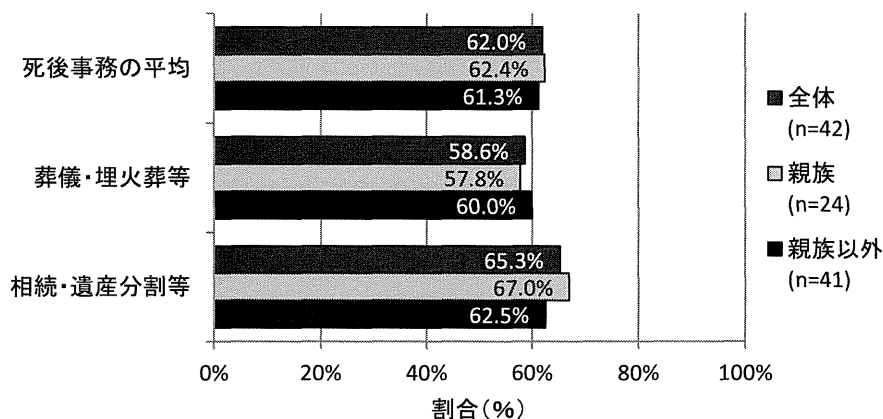
[図3-7] その他の後見業務における後見人としての役割意識〔業態別〕



3.1.8. 死後事務における役割意識

最後に、死後事務における役割意識について見る（図 3-8）。

[図3-8] 死後事務における後見人としての役割意識[業態別]



死後事務については、いずれも後見人としての役割意識は 60%前後と、他の業務に比べるとやや低い水準であった⁶。なお、「葬儀・埋火葬等」においても、「相続・遺産分割等」においても、業態間の違いはほとんどなかった。

3.2. 後見業務の難易度・煩雑度に関する認識と期待報酬額

次に、後見人等による後見業務の難易度・煩雑度についての認識と、後見業務に対する期待報酬額について検討する。

本調査では、調査対象者（後見人等）に対して、後見業務の難易度について 100 点満点で点数をつけてもらった。具体的には、その業務を行うことがまったく不可能なほど難しい場合は 100 点、その業務を行うことにまったく何の困難も感じない場合は 0 点として、各業務を評価してもらった。また、これと同じ評価を、後見業務の煩雑度（業務の煩わしさ、面倒くささ）についても行ってもらった。さらに、後見業務に対する期待報酬額（その業務を行ったことに対する対価として、いくらもらいたいか）についても回答してもらった。本節はその調査結果をまとめたものである。

⁵ ここで「経済的支援」とは、比較的生活が苦しい本人を助けるため、金品等を贈与（ないし貸与）することをいう。

⁶ 死後事務に関する役割の低さについては、次のような理解が可能であろう。すなわち、死後事務は、事実行為としての身上監護と同様に、後見業務の中で難しい位置付けにある。というのも、そもそも後見人は被後見人の死亡をもってその地位と権限を失う。死後事務については、民法 654 条による「急迫の事情」にはあてはまらないと考えられており、結果として死後事務といわれている業務は、後見人の職務ではなく、あくまで本人の生前に特に近い関係にあった者による事務管理にすぎないと解されている。

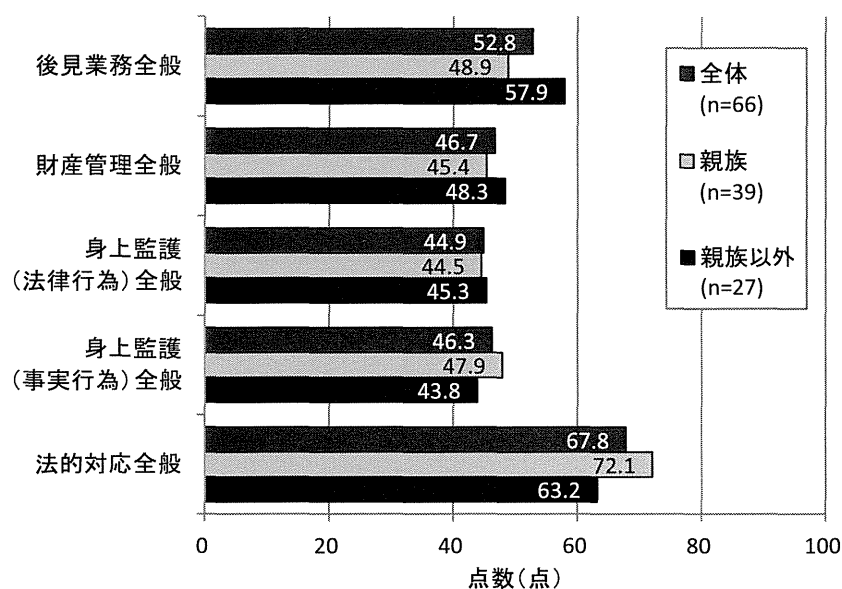
ところが実際には、本人の死後に関する諸手続きが後見人の手に委ねられるケースは少なくないゆえ、後見人自身もそれを（意識として）業務に位置付けるべきか判断がつかない、という現状を反映しているものと考えられる。実際の後見人等の役割認識を見てみると、いずれの業態においても平均は 6 割程度と低くなっているが、いいかえれば、本来後見業務には死後事務は含まれないとする原則に沿うと、むしろ高い水準にあるともいえよう。

3.2.1. 後見業務全般の難易度・煩雑度・期待報酬額

はじめに、後見人等による、後見業務全般の難易度と煩雑度についての認識と、それぞれの期待報酬額について、概観する。

まず、後見業務全般の難易度についての認識をしてみる（図 3-9）。

[図3-9] 後見業務全般の難易度についての認識[業態別]



まず、「後見業務全般」の難易度に関する認識の平均点は 53 点であった。このうち、第三者後見はやや高く 58 点が平均点であった。

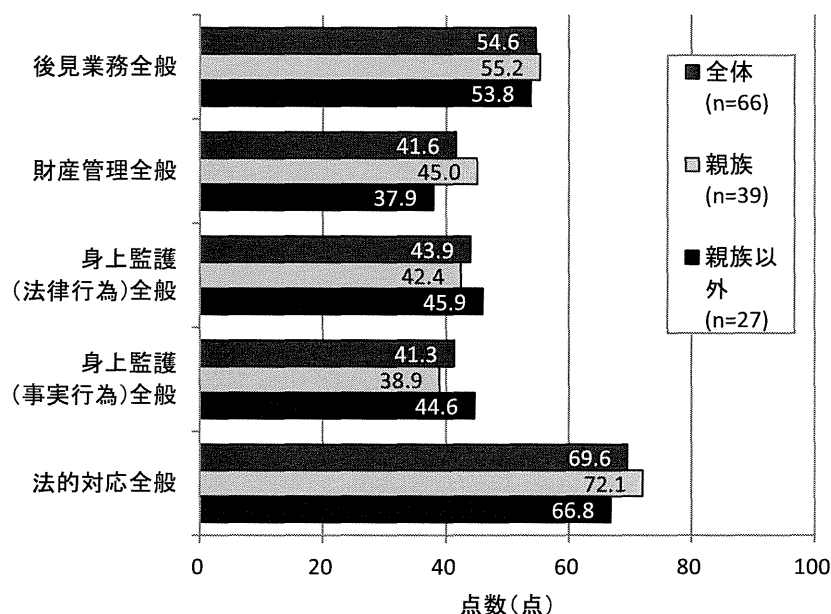
さらに、各業務ごとに後見人等による認識をしてみると、いずれの業務においても業態別では大きな差異はなく、「財産管理全般」、「身上監護（法律行為）全般」、「身上監護（事実行為）全般」では、平均点にして 50 点弱の難易度という認識であった。例外として、「法的対応全般」についてはやや高くなっており、その難易度は 70 点前後であると認識されていた。

次に、後見業務全般の煩雑度についての認識をしてみる（図 3-10）。

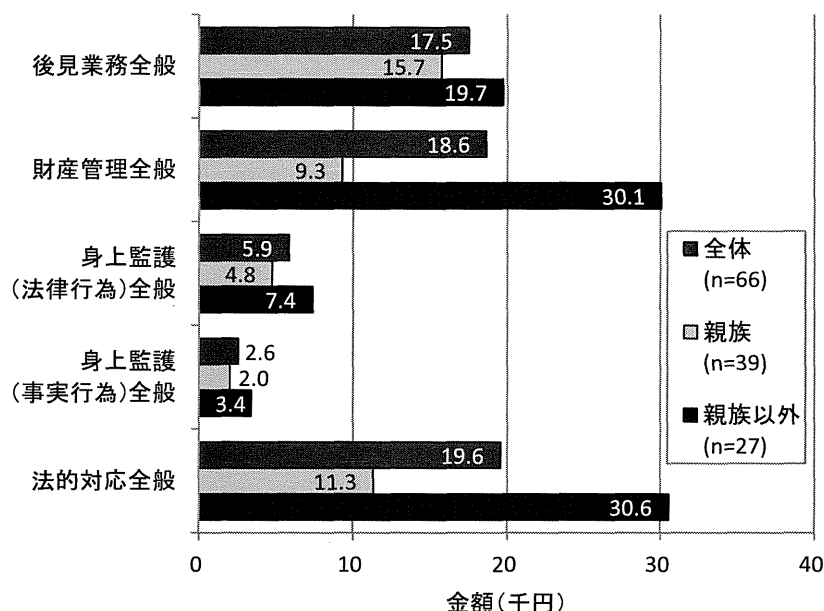
はじめに「後見業務全般」についての煩雑度の認識は平均で 55 点であり、親族後見、第三者後見の間に差は見られなかった。

また、各業務ごとに、後見人等による認識をしてみると、いずれの業務においても業態間に大きな差異はなかった。「財産管理全般」、「身上監護（法律行為）全般」、「身上監護（事実行為）全般」については、平均点にして 40 点前後の煩雑度という認識であった。ただし、ここでも「法的対応全般」についてはやや高く、その煩雑度は 70 点ほどと認識されていた。

[図3-10] 後見業務全般の煩雑度についての認識[業態別]



[図3-11] 後見業務全般の期待報酬額[業態別]



次に、後見業務全般に対する期待報酬額について見てみる (図 3-11)。

まず、「後見業務全般」に対する期待報酬額は、親族後見においては約 1 万 6 千円、第三者後見においては約 2 万円であった。また、各個別の業務についても、総じて、親族後見人より第三者後見人の方が、その期待報酬額は高かった。

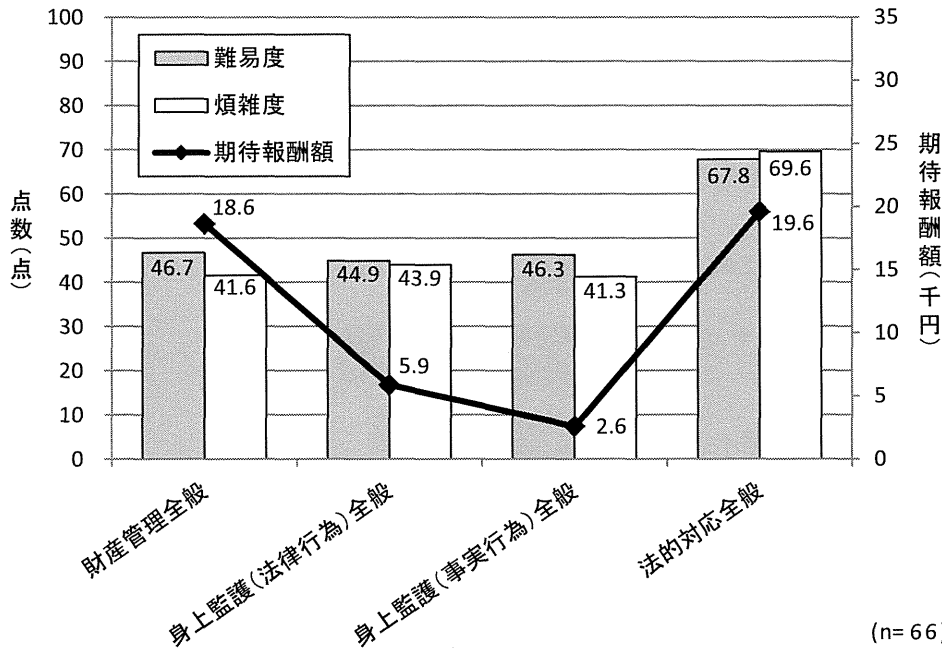
なかでも、「財産管理全般」と「法的対応全般」においては、いずれも全業態の平均で約 2 万円の期待報酬額であったが、このうち親族後見人が 1 万円前後で、第三者後見人が 3 万円強となっており、両者の間には約 3 倍もの開きがみられた。また、「身上監護 (法律行為) 全般」と「身上監護 (事実行為) 全般」については、その期待報酬額は相対的に少なく、それぞれの平均が約 6 千円と約

3 千円となっていた。このように、各業務、各業態に応じて、その期待報酬額には大きな差がみられた。

最後に、これら難易度、煩雑度、期待報酬額の相互関係についてまとめてみる。

図 3-12 をみると、各業務の難易度、煩雑度の間に、一定の相関関係（難易度が高い業務は煩雑度も高いという関係）が成立していることが分かる。対して、期待報酬額と難易度・煩雑度の間には相関関係はあまり成立していない（業務の難易度や煩雑度が高いからといって、必ずしも期待報酬額も高くなるわけではない）。

[図3-12] 後見業務における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係



この点、後見業務の難易度と煩雑度については、業態間および業務間で違いはあまり見られなかった。各後見業務の難易度と煩雑度の平均点は、いずれの業態においても（「法的対応全般」を除いて）およそ 40 点台であった。ただ「法的対応全般」だけは、難易度と煩雑度が、他の業務に比べて相対的にやや高かった（70 点弱）。

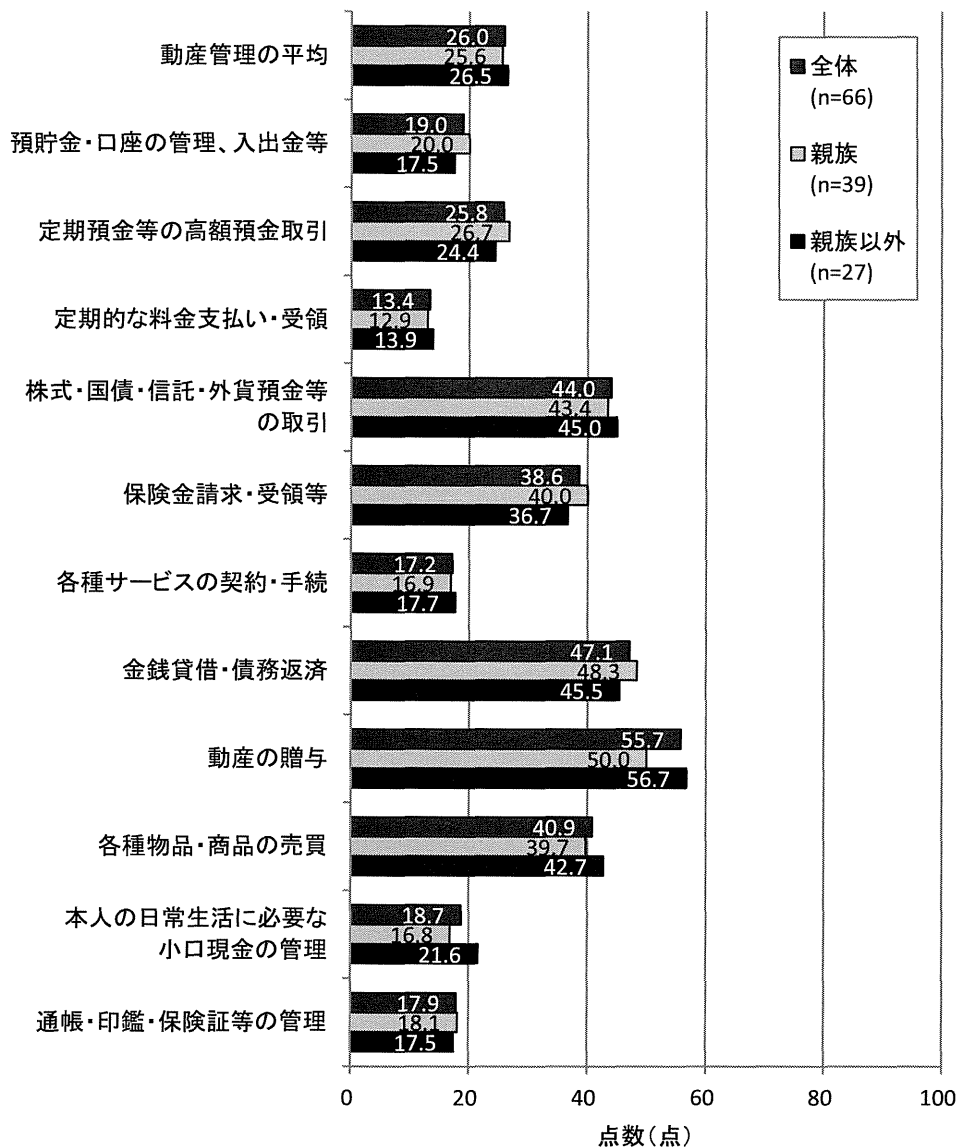
これに対し、期待報酬額は、業態間および業務間で大きな違いが見られた。「財産管理全般」と「法的対応全般」の期待報酬額は高かったが、対して「身上監護（法律行為）全般」と「身上監護（事実行為）全般」のそれは非常に低かった。また、親族後見人よりも第三者後見人の方が、期待報酬額は高かった。

3.2.2. 動産管理の難易度・煩雑度・期待報酬額

続いて、上でみた各業務全般の種類ごとに、その難易度・煩雑度・期待報酬額をそれぞれみていく。

はじめに、「動産管理」の難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。
まず、それら3つのうちの難易度についての認識をしてみる（図3-13）。

[図3-13] 動産管理の難易度についての認識〔業態別〕



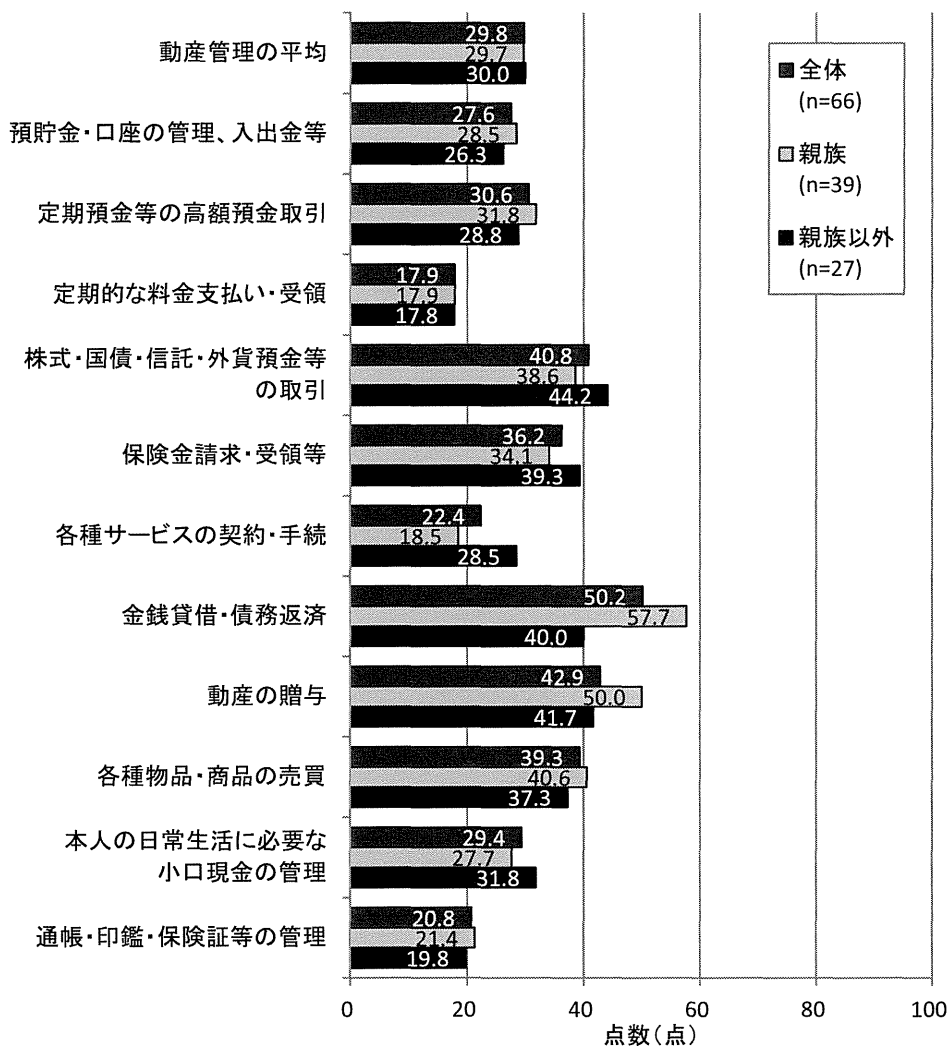
すると、動産管理の難易度の平均点（後見人全体）は26点であり、また全体的な傾向として、業態間における認識に大きな差異は見られなかった。

また、より詳しく動産管理の各業務について見てみると、「株式・国債・信託・外貨預金等の取引」、「保険金請求・受領等」、「金銭貸借・債務返済」、「動産の贈与」、「各種物品・商品の売買」については、その難易度は平均点より高くなっていた（40～50点）。一方で、「預貯金・口座の管理、入出金等」、「定期的な料金支払い・受領」や「各種サービスの契約・手続き」や「本人の日常生活に必要な小口現金の管理」といった、日常的な金銭の管理や契約については、点数は低く（約20点）なっ

ており、それほど困難とは思われていないことが分かった。

次に、動産管理の煩雑度についての認識を見てみると、その全体の平均は30点となっていた（図3-14）。

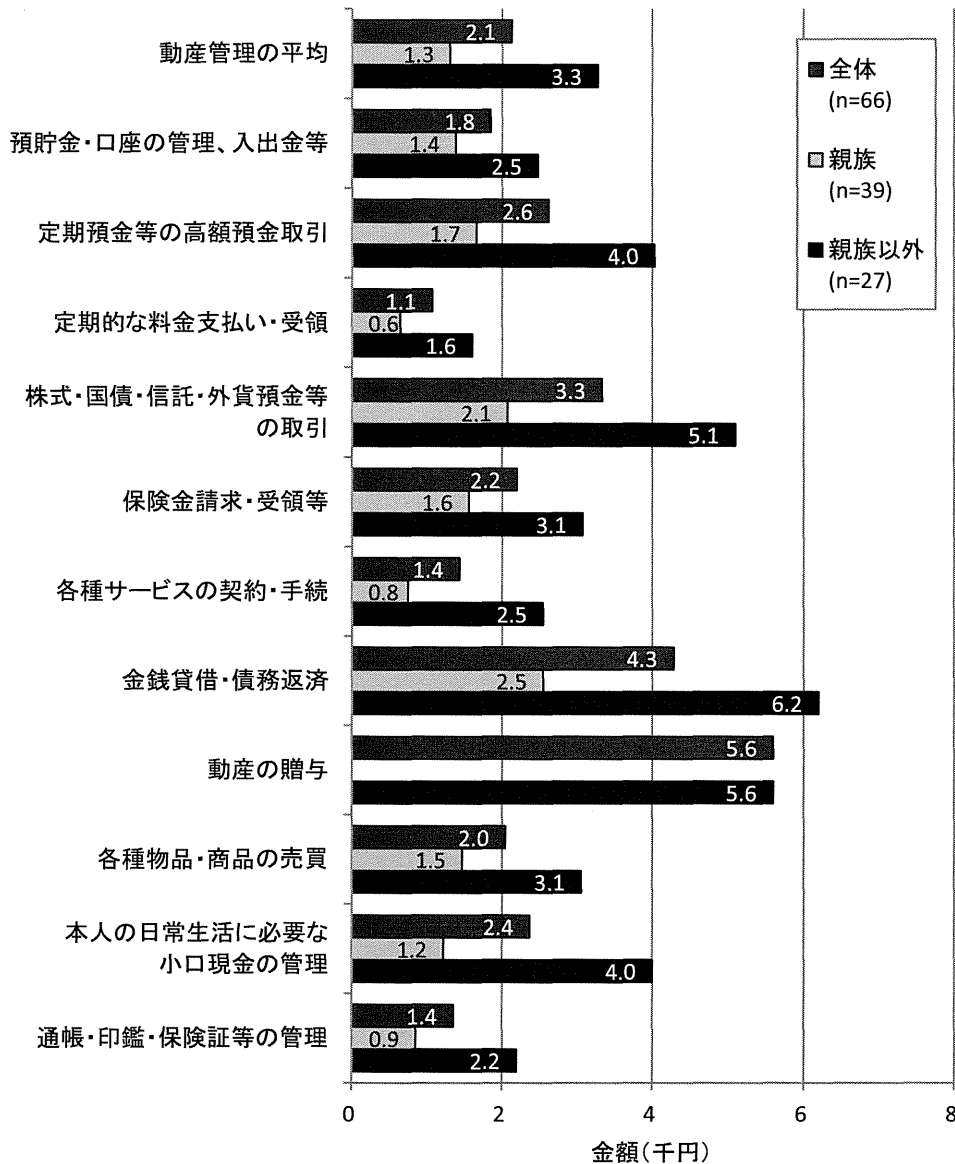
[図3-14] 動産管理の煩雑度についての認識[業態別]



これを各業務ごとに見てみると、前述の難易度とほぼ同じ傾向が見られた。ただし、「金銭貸借・債務返済」、「動産の贈与」、「各種物品・商品の売買」等においては、第三者後見よりも親族後見の方が、その煩雑度が高いと認識されており（平均点でおよそ10～20点ほどの差）、むしろこうした業務では、親族後見人の方が、より煩雑と認識していることが分かった。

次に、動産管理に対する期待報酬額について見てみると、その全体の平均は約2千円であった（図3-15）。ただし、全体的な傾向として、親族後見よりも第三者後見における期待報酬額の方がかなり高い水準となっており、「動産管理の平均」においては、親族後見が千円強となっているのに対し、第三者後見は3千円強と、2倍以上の差が生じていた。

[図3-15] 動産管理に対する期待報酬額〔業態別〕

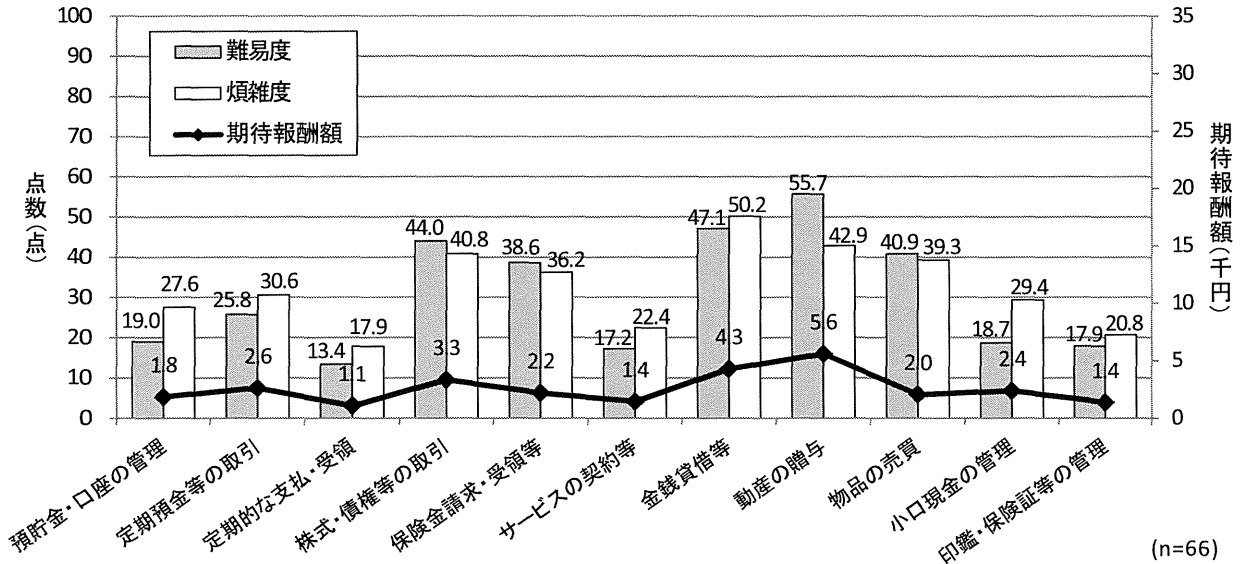


また、各業務ごとの期待報酬額の高さを見ると、難易度および煩雑さの認識とは異なり、業態間での差が顕著となっており、ほぼすべての業務において第三者後見の方が親族後見よりも期待報酬額が高かった。なかでも特に高い報酬が期待されているものとしては、「株式・国債・信託・外貨預金等の取引」、「金銭貸借・債務返還」、「動産の贈与」などが挙げられ、いずれも5千円から6千円前後の期待報酬額であった。一方で、これらの業務に対する親族後見人の期待報酬額は2千円強であり、両業態の間で差が大きく開いていることが分かる。

最後に、動産管理における難易度、煩雑度、期待報酬額の関係について見てみる。

図3-16をみると、各業務の難易度、煩雑度、期待報酬額の間には、一定の相関関係（難易度が高い業務は煩雑度も高く、これらが高い業務は期待報酬額も高くなるという関係）が成立していることが分かる。

[図3-16] 動産管理における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係



この点、「動産の贈与」、「金銭貸借等」、「株式・債券等の取引」といった、やや特殊かつ多額の金銭を扱う業務においては、その難易度・煩雑度・期待報酬額も高くなっている。一方で、「定期的な支払・受領」、「サービスの契約等」、「印鑑・保険証等の管理」といった、比較的日常的な動産管理については、それらが低くなっている。

このことから、動産管理において、後見人等は自身がその業務に対して抱く難易度・煩雑度の高さに応じた金額を報酬として期待しており、とりわけ「動産の贈与」、「金銭貸借等」、「株式・債券等の取引」については、(業務の難易度・煩雑度の高さに見合った) かなり高い報酬を期待していることが分かる。

3.2.3. 不動産管理の難易度・煩雑度・期待報酬額

続いて、不動産管理の難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。

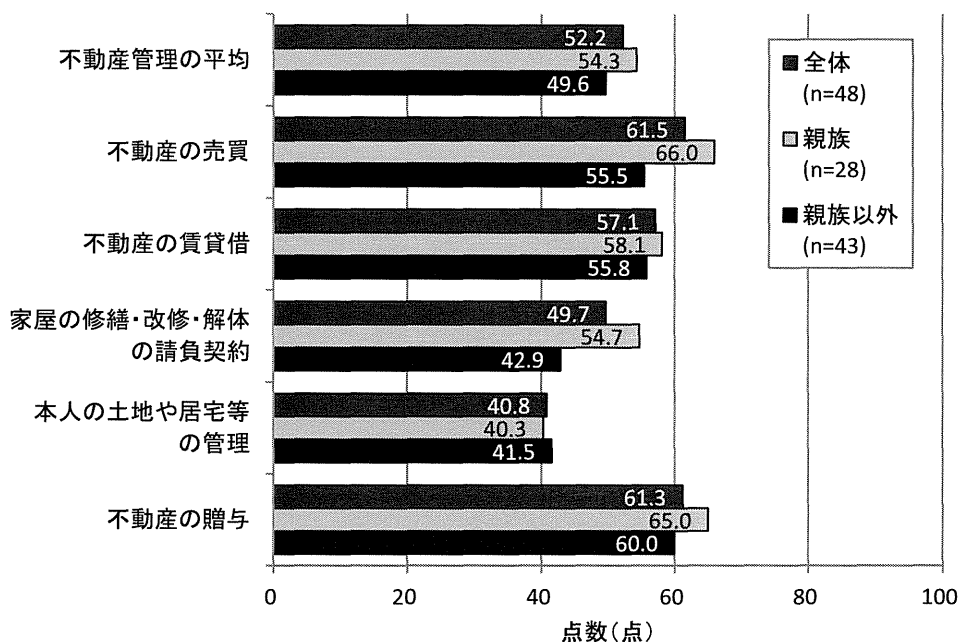
まず、不動産管理の難易度についての認識を見てみる(図3-17)

すると、全業態間の平均点は52点であり、また親族後見と第三者後見の間で、その傾向に大きな差異は見られなかった。

さらに各業務について見てみると、「不動産の売買」と「不動産の贈与」において、難易度がやや高め(いずれも60点台)に認識されていた。一方、「本人の土地や居宅等の管理」については、平均点が41点と、やや低めとなっていた。

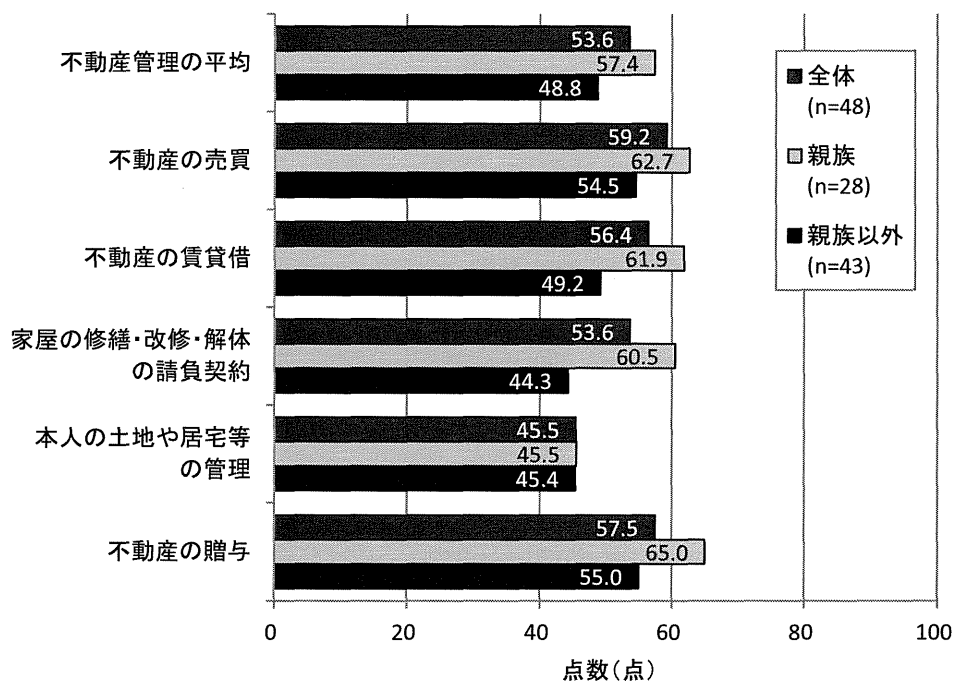
これを先の動産管理と比較した場合、全体的に、動産管理(全体の平均点が26点)よりも、不動産管理の方がやや難易度が高いと認識されていることが分かる。

[図3-17] 不動産管理の難易度についての認識[業態別]



次に、不動産管理の煩雑度についての認識を見てみると、その全体の平均点は54点であった（図3-18）。

[図3-18] 不動産管理の煩雑度についての認識[業態別]



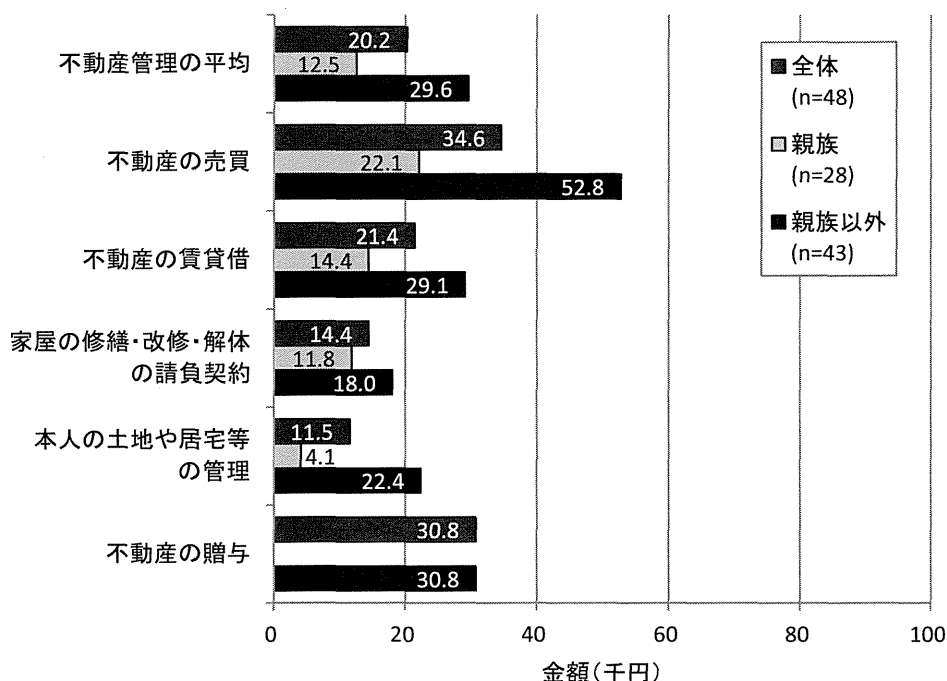
全体的な傾向としては、第三者後見よりも親族後見の方が、「本人の土地や居宅等の管理」を除いて平均点の差において10点から15点ほど高い傾向にあり、いずれの業務においても、親族後見が60点台、第三者後見が50点前後となっていた。また「本人の土地や居宅等の管理」は、他の業務に比べて、両業態ともにその煩雑度の認識が相対的に低かった（平均46点）。

これを難易度と合わせて見た場合、たとえば「不動産の賃貸借」については、親族後見人は難しさよりもむしろ煩雑と感じているのに対して、逆に第三者後見人は煩雑というよりむしろ難しいと感じて

いることが分かる。このように、同じ業務についても、親族後見人と第三者後見人との間でその認識が大きく異なっているケースも見られる。

次に、不動産管理に対する期待報酬額について見てみると、ここでも、第三者後見人は親族後見人に比べて、より高い報酬額を期待する傾向が表れている（図 3-19）。

【図3-19】不動産管理に対する期待報酬額〔業態別〕



まず、「不動産管理の平均」の期待報酬額については、その平均額は約 2 万円で、そのうち、親族後見人が期待する報酬額の平均が 1 万円強であるのに対し、第三者後見人のそれは約 3 万円と、3 倍近くになっている。同様に、「不動産の売買」では約 2.4 倍、「不動産の賃貸借」で約 2 倍、「家屋の修繕・改修・解体の請負契約」で 1.5 倍程度の差がみられた。そして「本人の土地や居宅等の管理」に至っては、第三者後見（2 万円強）が親族後見（約 4 千円）の 5 倍以上と、非常に大きな差がみられた。

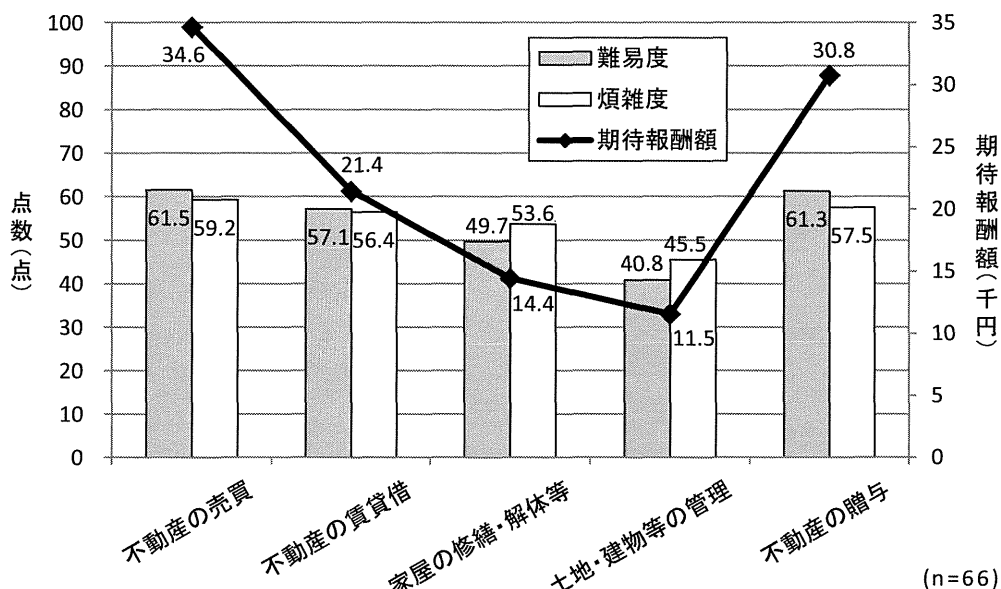
なお、特に期待される報酬額が高い業務は、「不動産の売買」（平均約 3 万 5 千円）と、「不動産の贈与」（同、約 3 万円）となっていた。

最後に、不動産管理における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係について見てみる。

図 3-20 をみると、各業務の難易度、煩雑度、期待報酬額の間には、一定の相関関係が成立していることが分かる。

ただし、難易度・煩雑度の認識が約 40 ～ 60 点の幅であるのに対し、期待報酬額については、業務ごとの差が非常に大きくなっている（最も大きいもので約 3 倍の差）。特に、「不動産の売買」と「不動産の贈与」に対する期待報酬額は相対的にかなり高くなっている。このことから、これらの業務は、後見人等にとって特殊な業務として認識されており、より高い報酬が期待されているものと思われる。

[図3-20] 不動産管理における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係



3.2.4. 身上監護（法律行為）の難易度・煩雑度・期待報酬額

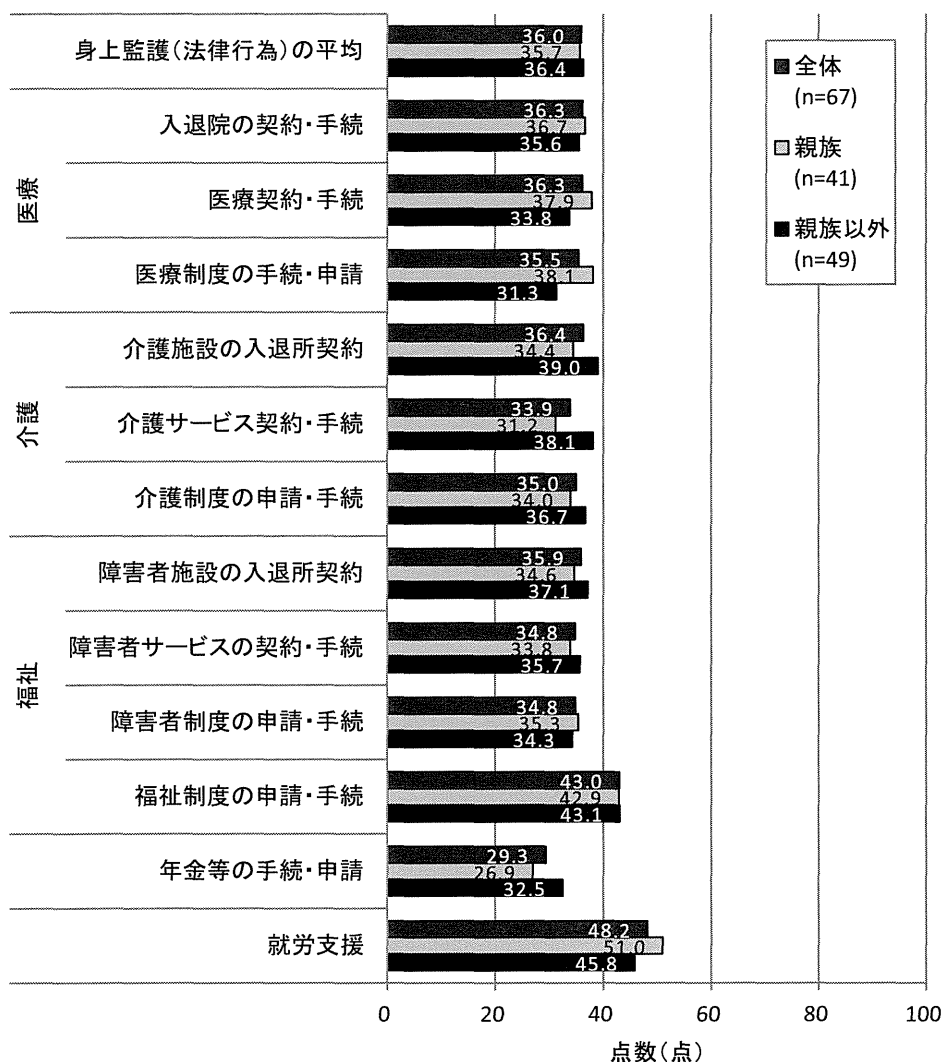
続いて、身上監護（法律行為）の難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。

まず、身上監護（法律行為）の難易度についての認識を見てみると、その全体の平均点は36点であった（図3-21）。全体的には、医療、介護、福祉等のそれぞれの業務において、親族後見と第三者後見で、その難易度についての認識に大きな差は見られなかった。

さらに、これらの各業務ごとの難易度の認識について見てみると、いずれも30点台半ば～40点弱の水準となっているが、「福祉制度の申請・手続き」（全体の平均43点）と「就労支援」（同、48点）においてはやや高く、「年金等の手続・申請」（同、29点）においてはやや低かった。

このことから、後見人等は、全体的に身上監護（法律行為）についてはそれほど難しいとは感じていないが、本人の就労支援や福祉制度の利用手続についてはやや難しいと感じていることが分かる。

[図3-21] 身上監護(法律行為)の難易度についての認識[業態別]

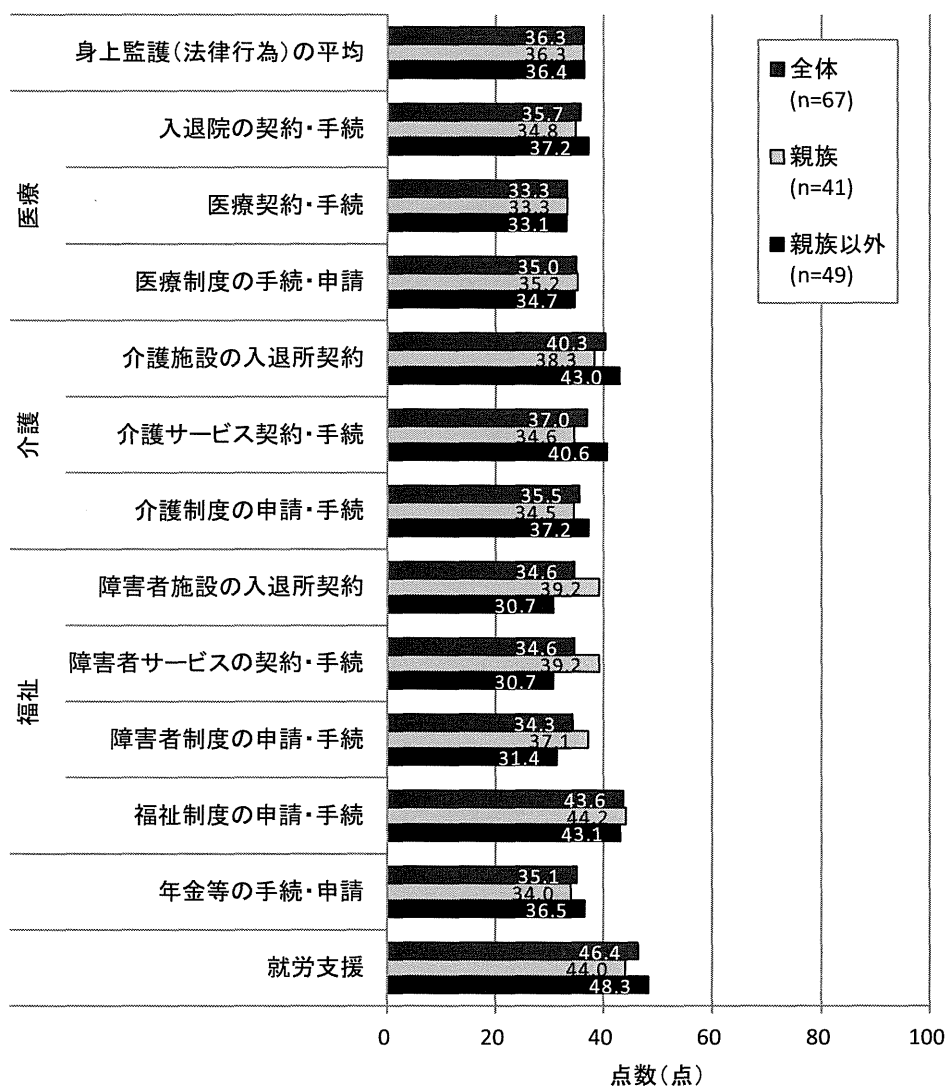


次に、身上監護（法律行為）の煩雑度についての認識を見てみると、その全体の平均点は36点であった（図3-22）。

ここでも、難易度と同様、親族後見と第三者後見において大きな差異は見られなかったが、障害者関連の諸手続（「障害者施設の入退所契約」、「障害者サービスの契約・手続」、「障害者制度の申請・手続」）については、親族後見の方が第三者後見人よりもやや煩雑度が高いと認識していた。

また業務別にみると、ここでも「就労支援」と「福祉制度の申請・手続き」の煩雑度がやや高い（全体の平均で50点弱）と認識されていた。

[図3-22] 身上監護(法律行為)の煩雑度についての認識[業態別]



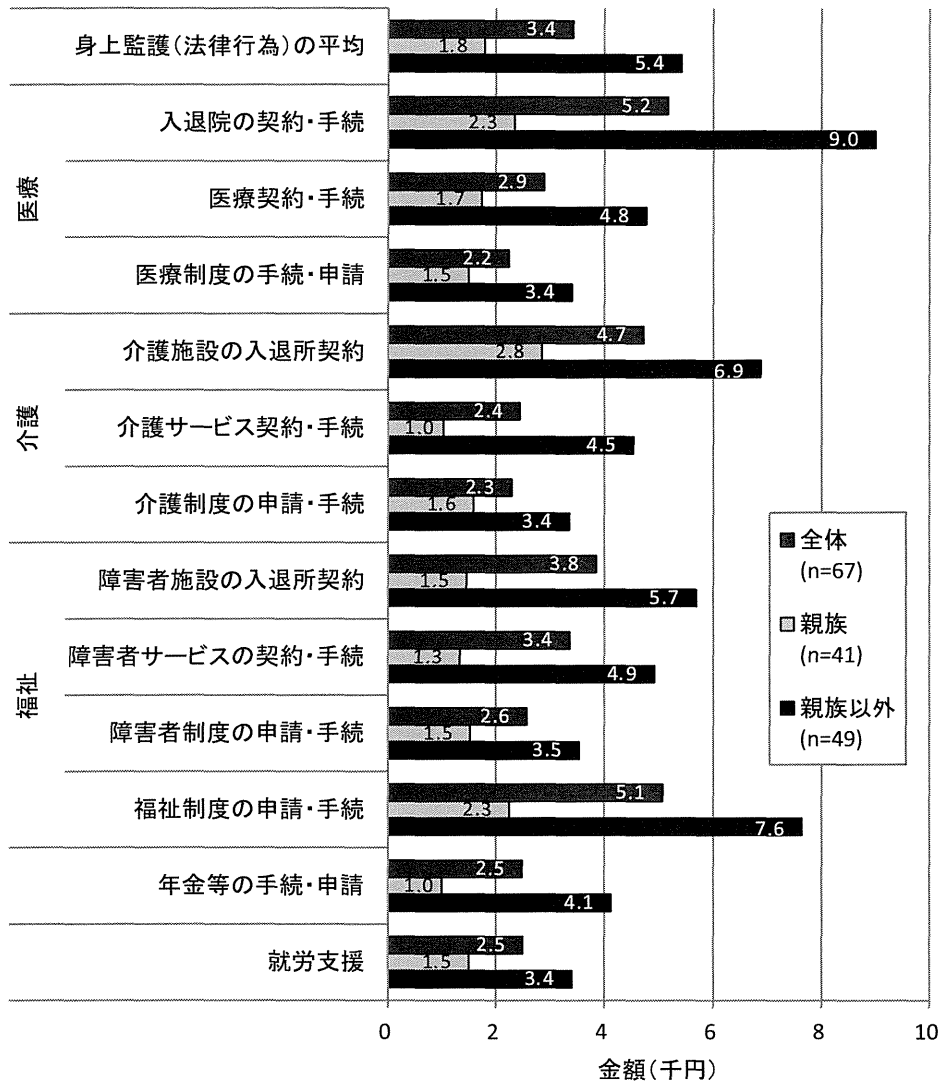
次に、身上監護（法律行為）に対する期待報酬額について見てみると、その全体の平均は約3千円であった（図3-23）。

そしてここでも、親族後見よりも第三者後見において、その期待報酬額が非常に高くなっており、「身上監護（法律行為）の平均」では、親族後見が約2千円、第三者後見が約5千円と、約3倍の差となっている。

また、各業務ごとにその期待報酬額を見てみると、金額の差が大きいものとしては、「入退院の契約・手続」が約5千円（親族後見が約2千円、第三者後見が約9千円）、「介護施設の入退所契約」が約5千円（親族後見が約3千円、第三者後見が約7千円）、「福祉制度の申請・手続」が約5千円（親族後見約2千円、第三者後見約8千円）、などが挙げられる。

こうした業務については、第三者後見における期待報酬額の高さが、全体の平均額の高さを押し上げており、第三者後見人は、特に病院・施設等への入退所契約や福祉制度の手続きについて、高い報酬を期待していることが分かる。

[図3-23] 身上監護(法律行為)に対する期待報酬額[業態別]

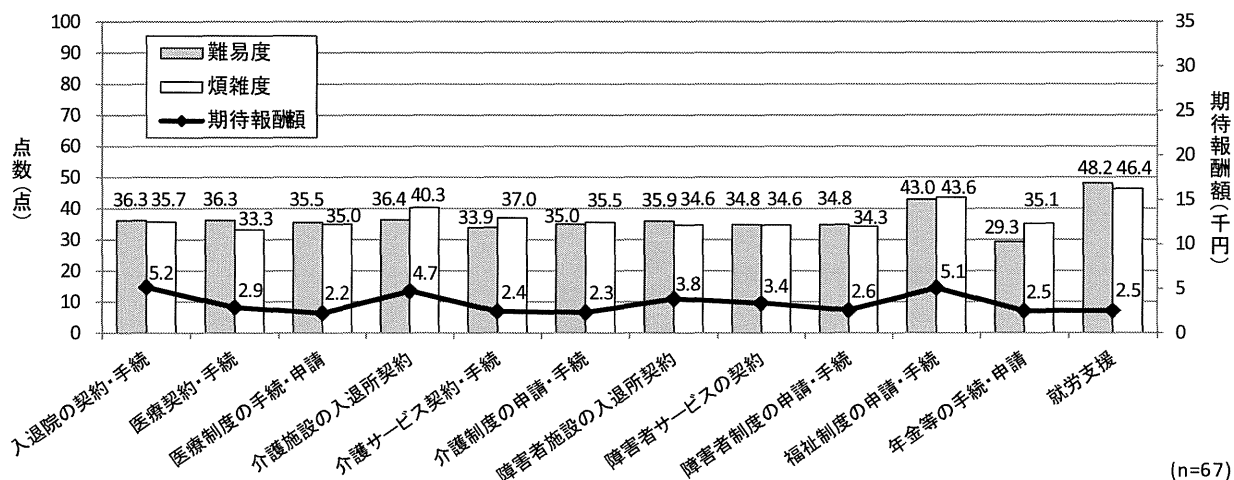


最後に、身上監護（法律行為）における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係について見てみる。図3-24をみると、各業務の難易度、煩雑度、期待報酬額の間には、一定の相関関係が成立していることが分かる。

難易度・煩雑度の認識が比較的高い「福祉制度の申請・手続」や「介護施設の入退所契約」において、その期待報酬額も相対的にやや高くなっている。ただし、「就労支援」については、その難易度と煩雑度の認識が各業務の中で最も高くなっているのに対し、期待報酬額は他の業務に比べて低くなっている。

また、この身上監護（法律行為）の各業務は、全般的に、難易度と煩雑度はそれほど高くないと捉えられており、それに応じて期待される報酬額もそれ相応の水準に抑えられている。

[図3-24] 身上監護(法律行為)における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係



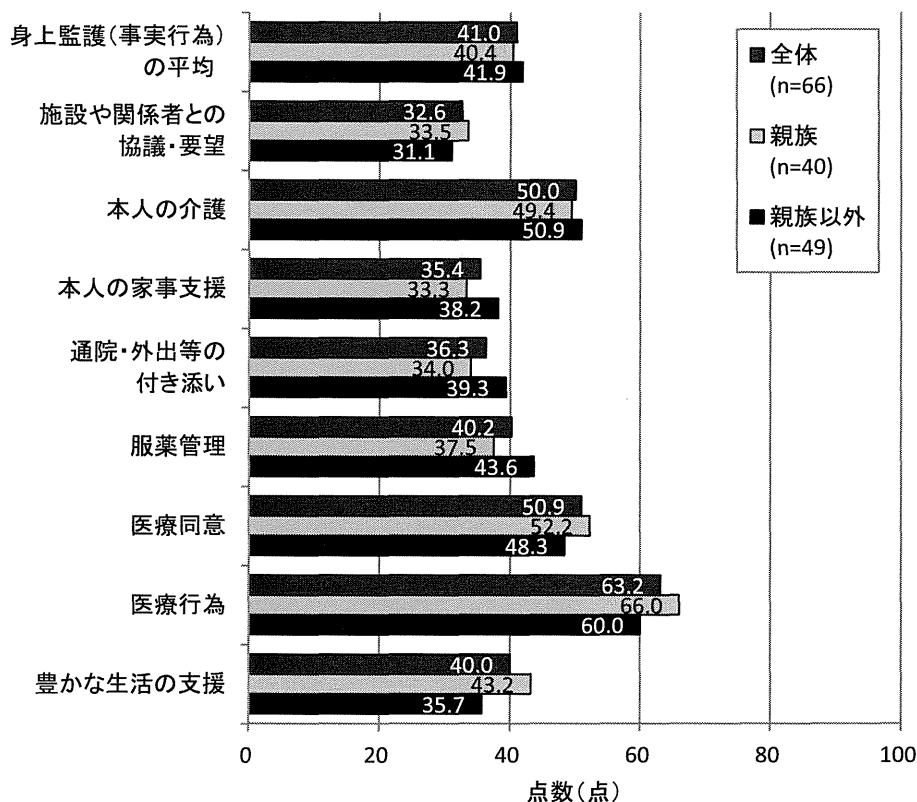
(n=67)

3.2.5. 身上監護(事実行為)の難易度・煩雑度・期待報酬額

続いて、身上監護(事実行為)の難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。

まず、身上監護(事実行為)の難易度についての認識を見てみると、その平均点(全体)は41点であった(図3-25)。また、業態間で認識される難易度に大きな違いは見られなかった。

[図3-25] 身上監護(事実行為)の難易度についての認識[業態別]

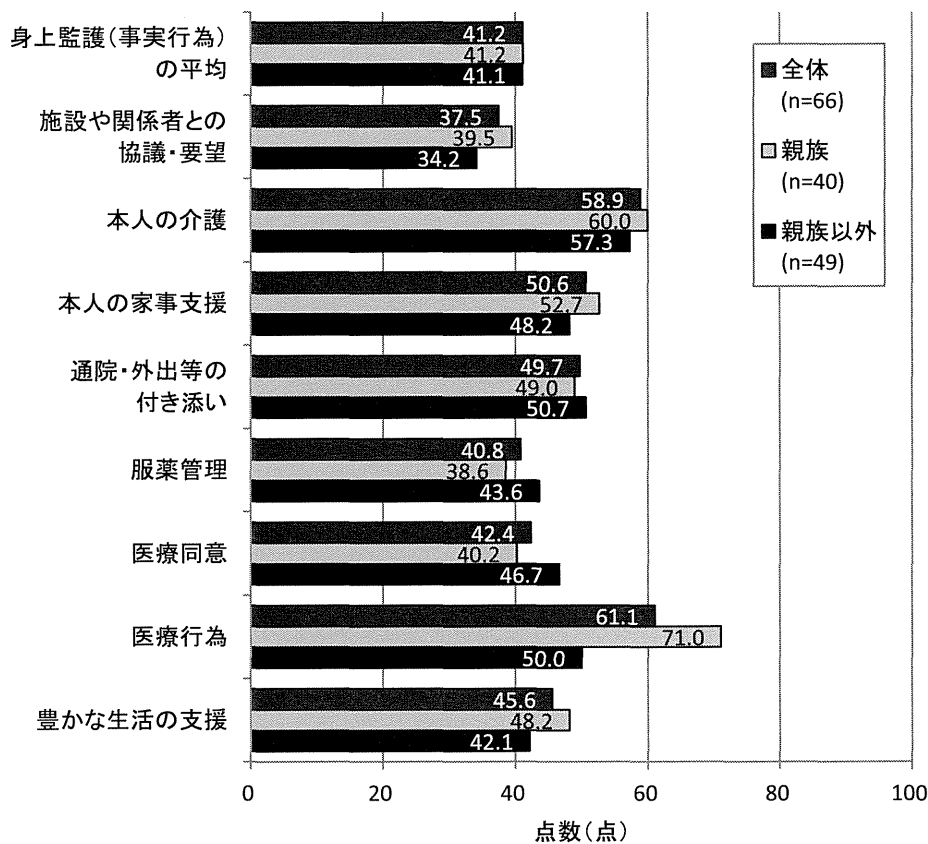


これを各業務ごとにみると、「本人の介護」(全体の平均点が50点)、「医療同意」(同、51点)、「医療行為」(同、63点)が、やや困難さをともなう業務として認識されていることが分かる。

なお、このうち「医療同意」と「医療行為」においては、親族後見人と第三者後見人で、その難易度の認識にやや差が生じており、いずれも親族後見人の方がやや困難であると感じている。そもそも、事実行為としての身上監護は原則として後見業務には含まれていないが、特に医療に関する業務は、本人の身体に対する医的侵襲に関わるため、その対応には困難がともなう。しかし、この点については、事実上家族（親族）に重要な判断が委ねられているケースも多いことから、親族後見人はこうした事情を踏まえて、難易度が高いと認識しているものと思われる。

次に、身上監護（事実行為）の煩雑度についての認識を見てみると、その平均点（全体）は41点であった（図3-26）。

〔図3-26〕 身上監護(事実行為)の煩雑度についての認識〔業態別〕



これを各業務ごとにみると、上述の難易度についての認識とほぼ同じ傾向となっているが、「医療行為」については、親族後見と第三者後見の認識のあり方に違いがみられる。第三者後見の平均点は50点、親族後見のそれは71点となっており、第三者後見では難易度に比べて煩雑さの方が10ポイント低く、他方、親族後見では難易度に比べて煩雑さの方が5ポイント程度高くなっている。これは、本人と同居する親族後見人が、日常的に喀痰吸引等の比較的簡易な医療行為を行っているケースがある一方、第三者においてはこうした業務については消極的である（あるいは経験がない）等の理由が考えられる。

次に、身上監護（事実行為）に対する期待報酬額について見てみると、その全体の平均は約2千円であった（図3-27）。そしてここでも、全体的に、第三者後見の方が親族後見に比べ、期待報